

国立研究開発法人建築研究所随意契約見積心得

平成27年4月1日 要領第21号
一部改正 令和3年1月21日 要領第10号

(目的)

第1条 国立研究開発法人建築研究所の所掌に係る随意契約を行う場合における見積書の徴収その他の取扱いについては、国立研究開発法人建築研究所業務方法書、国立研究開発法人建築研究所会計規程（以下「会計規程」という）、国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程（以下「契約規程」という）で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積等)

- 第2条 見積をしようとする者（以下「見積者」という。）は、契約書案、図面、仕様書等の契約職（会計規程第56条第1項に規定する契約職をいう。以下同じ。）が示す図書（以下「契約関係図書」という。）及び現場等を熟覧し、また、暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、見積しなければならない。この場合において、見積契約関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 見積書は、見積依頼書（又は見積依頼）に示した方法により、見積書の提出期限までに提出しなければならない。
 - 3 見積書は、契約職あて書面により提出するものとする。
 - 4 見積者は、代理人をして見積させるときは、その委任状を持参させなければならない。
 - 5 見積者又は見積者の代理人は当該見積に対する他の見積者の代理をすることはできない。
 - 6 見積者は、契約規程第5条第2項の規定に該当する者を見積代理人とすることはできない。
 - 7 見積者は、見積書を提出した後に見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(見積の辞退)

- 第3条 見積者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積をした者がいないときに再度の見積を行う場合も、また同様とする。
- 2 前項の場合において、見積依頼を受けた者は、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 一 見積書提出前には、見積辞退届を契約職に直接持参、郵送（見積期限の前日までに到達するものに限る。）又はFAXして行う。
 - 二 見積合わせ中には、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積合わせを執行する者に直接提出して行う。
 - 3 見積参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱を受けるものではない。

(公正な見積の確保)

- 第4条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積者は、見積に当たっては、他の見積者と見積意思、見積価格又は見積書、その他契約職に提出する書類（以下、「見積書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積意思、見積価格、見積書等を意図的に開示してはならない。

(見積の取りやめ等)

第5条 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積に参加させず、又は見積の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の見積)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

一 見積書の提出期限後に到達した見積

二 委任状を提出しない代理人のした見積

三 記名を欠く見積（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積）

四 金額を訂正した見積

五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積

六 明らかに連合によると認められる見積

七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積

八 その他見積に関する条件に違反した見積

2 次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積は無効として取り扱うものとする。

一 配置予定の管理技術者等を配置することができなくなったとき（契約職が配置予定の管理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）

二 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、関係機関等からの排除要請があったとき

(見積書等の取り扱い)

第7条 提出された見積書等は、返却しないこととする。見積参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(契約の相手方の決定)

第8条 見積書を提出した者（以降「見積提出者」という。）のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積した者を落札者とする。

(再度見積)

第9条 見積合わせをした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積をした者がいないときは、契約職が指定する日時において再度の見積を行う。

(同価格の見積提出者が2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第10条 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、契約職が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を定める。

2 前項の場合において、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第11条 契約書を作成する場合においては、契約の相手方は、契約職から交付された契約書の案に記名押印し（外国人又は外国法人が契約の相手方である場合には、本人又は代表が署名することをもって代えることができる。）落札 決定の日の翌日から7日以内に契約職に提出しなければならない。ただし、契約職が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の決定は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は、契約決定後すみやかに請書、その他これに準ずる書類を契約職に提出しなければならない。ただし、契約職がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第12条 見積提出者は、見積書提出後、見積関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則（平成27年4月1日 要領第21号）

（施行期日）

第1条 この心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月21日 要領第10号）

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している